## 第50回 衆議院小選挙区選出議員選挙

# 公費負担のしおり(自動車等)

# ( 目 次 )

1	公費負担の対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	各項目の限度額等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	手続と時期 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4	届出書類等への押印義務について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
5	契約書の見本 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	(凡例)	
	法 ·····公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号)	
	令 ·····公職選挙法施行令 (昭和 25 年政令第 89 -	号)

# 〇 お問い合わせ先

神奈川県選挙管理委員会(神奈川県政策局自治振興部市町村課内) 電話 045(210)1111(代) 内線3171

# 1 公費負担の対象

#### 〇 公費負担の制度

衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者(供託物を没収されない候補者に限る。)は、 次の経費について、**一定の条件の範囲内で**、公費負担の制度が適用されます。

#### 〇 対象となる経費の種類

- (1) 選挙運動用自動車の使用
  - ① 一般運送契約 (ハイヤー方式)、又は
  - ② 個別契約(自動車の借入れ・燃料供給・運転手の雇用)
- (2) 選挙運動用通常葉書の作成
- (3) 選挙運動用ビラの作成
- (4) 選挙運動用ポスター(個人演説会告知用ポスターを含む。)の作成
- (5) 選挙事務所の立札及び看板の類の作成
- (6) 選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成
- (7) 個人演説会場の立札及び看板の類の作成

#### 〇 支払い方法

これらの経費は選挙後に、業者等からの請求に基づき、県から直接業者等へ支払われます。

#### 〇 公費負担を受けられる候補者

供託物を没収されない候補者(衆議院小選挙区選出議員選挙においては、得票数 が**当該選挙区の有効投票総数の10分の1**に達する場合)でないと公費負担を受け ることができません。

したがって、選挙期日後でないと、公費負担が受けられるかどうか確定しません ので、ご注意ください。

#### 〇 公費負担の限度

公費により負担される金額については、それぞれ限度額が定められています。 したがって、限度額を上回る額で契約した場合は、その上回る部分については、 候補者が直接業者等に支払うことになりますので、契約の際には、候補者と業者等 との間で、支払い方法等について十分に確認しておくことが必要です。

また、限度額を下回る額で契約した場合は、契約額が公費負担の限度となりますのでご注意ください。

(3ページ「各項目の限度額等」参照)

#### 〇 契約の締結と相手方

公費負担の対象となるためには、候補者と公費負担の対象となるものの作成等を 業とする者との間で、有償契約をしていることが必要です。

(12ページ「契約書の見本」参照)

※ (1)選挙運動用自動車の使用の②個別契約(自動車の借入れ・燃料供給・運転 手の雇用)の場合は、業としていない相手方でも対象となります。

ただし、相手方が、候補者と生計を同じくする親族である場合は、その親族 が当該契約に係る業務を業としているときを除き、対象とはなりません。

#### 〇 契約の届出

契約をした際は、直ちに(立候補の届出前に契約した場合は立候補の届出後直ちに)その旨を神奈川県選挙管理委員会(以下「県選管」といいます。)に届け出なければなりません。

(7ページ「手続と時期」参照)

※ 契約内容を変更した場合にも、その旨を県選管に届け出る必要があります。 (届出の書類には変更契約書の写しを添付してください。)

#### 〇 作成数等の確認

また、公費負担の対象となるためには、事前に県選管に、作成数等が公費負担の対象となる範囲内であることの確認を受けなければなりません。

- ※ (1)選挙運動用自動車の使用のうち①一般運送契約(ハイヤー方式)、又は ②個別契約における自動車の借入れ及び運転手の雇用の場合は必要ありません。 (7ページ「手続と時期」参照)
- 〇 使用(作成)証明書の作成

候補者は、有償契約を締結した業者等ごとに、**使用又は作成の実績に基づい** て、公費負担の項目ごとに定められた**使用(作成)証明書を作成**し、業者等に提出してください。

※ 使用(作成)証明書は実績に基づき作成するため、「自動車の借入れ」、「燃料供給」及び「運転手の雇用」の場合は、証明日は通常、選挙期日後となります。

# 2 各項目の限度額等

各項目の限度額等は次のとおりです。 (限度額はいずれも消費税を含んだ額です。)

#### (1)選挙運動用自動車の使用 (法 141 条、令 109 条の 4)

選挙運動用自動車の使用は、

- ①一般運送契約(ハイヤー方式)によるか、
- ②個別契約(自動車の借入れ契約・燃料供給契約・運転手の雇用契約)によるか、のいずれかの方式になります。
- ※ 一般運送契約とは、道路運送法に基づき、国土交通大臣の免許を受けて一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者との契約です。(自動車、燃料及び運転手込みで契約する、いわゆるハイヤー方式)

#### 〇 公費による負担額の限度額

- ※ 公費負担の対象となる日数(選挙運動のできる日数)は、立候補届出の日から 選挙期日の前日までの範囲内となりますので、最大で12日間です。
- ① 一般運送契約の場合
  - [1日当たりの契約金額、又は 64,500 円のうち少ない金額] × 使用された日数

(参考) 最大の場合で、64,500 円×12 日=774,000 円が限度額となります。

- ② 個別契約の場合
  - ア 自動車の借入れ契約
    - [1日当たりの契約金額、又は16,100円のうち少ない金額] × 使用された日数
      - ※ 公費負担の対象となるのは、1日につき自動車1台です。
    - (参考) 最大の場合で、16,100円×12日=193,200円が限度額となります。
  - イ 燃料の供給契約

燃料代、又は 7,700 円×立候補届出の日から選挙期日の前日までの日数 (12 日) を乗じた額のうち少ない金額

(参考) 最大の場合で、7,700円×12日=92,400円が限度額となります。

- ※ 燃料代について公費の支払の請求をすることができるのは、上記アに記載された候補者が選挙運動のために使用する1台の自動車に供給した燃料に係るものに限られます。
- ※ 「公職選挙法施行規則」の規定により、候補者には「選挙運動用自動車使用証明書(燃料)」については、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、自動車登録番号又は車両番号のうち4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面)の写しを添付することが義務付けられていますので、御注意ください。

#### ウ 運転手の雇用契約

#### [1日当たりの契約金額、又は12,500円のうち少ない金額]×運転従事日数

- ※ 公費負担の対象となるのは、1日につき運転手1名です。
- (参考) 最大の場合で、12,500 円×12 日=150,000 円が限度額となります。

#### **(2)選挙運動用通常葉書の作成**(法142条、令109条の7)

- 単価の限度 7円95銭
- 公費負担対象枚数の限度 **35,000 枚** (法定の作成限度)
- 公費による負担額

[1枚当たりの作成単価、又は7円95銭のうち少ない金額] ×[作成枚数、又は35,000枚のうちの少ない枚数]

(参考) 最大の場合(35,000 枚作成した場合)で、 $7.95 \, \text{円} \times 35,000 \, \text{枚} = 278,250 \, \text{円が限度額となります}$ 。

#### (3) 選挙運動用ビラの作成 (法 142 条、令 109 条の 8)

- ○単価の限度
  - 作成枚数が50,000枚以下の場合は、7円73銭
  - 作成枚数が50,000枚を超える場合は、

386,500 円 + 5 円 18 銭×(作成枚数 - 50,000 枚)

作成枚数

(1銭未満の端数は1銭とする。)

- 公費負担対象枚数の限度 70,000 枚 (2種類以内での合計枚数。法定の作成限度)
- 公費による負担額

[1枚当たりの作成単価、又は上記の単価の限度のうち少ない金額] ×[作成枚数、又は 70,000枚のうちの少ない枚数]

※ 2種類で作成する場合はそれぞれの作成枚数に従って計算します。

(参考) 最大の場合(70,000枚作成した場合)で、

が単価の限度となり、7.01 円×70,000 枚=490,700 円が限度額となります。

# (4)選挙運動用ポスター(個人演説会告知用ポスターを含む)の作成

(法 143 条、令 110 条の 4)

- ○単価の限度
  - ・ 当該選挙区のポスター掲示場数が、500以下の場合

316, 250 円 + 541 円 31 銭 × ポスター掲示場数

ポスター掲示場数

(1円未満の端数は1円とする。)

・ 当該選挙区のポスター掲示場数が、500を超える場合

586,905円 + 28円35銭 × (ポスター掲示場数-500)

ポスター掲示場数

(1円未満の端数は1円とする。)

○ 公費負担対象枚数の限度

## ポスター掲示場数の2倍の数

(1回の貼り替え分を考えて、ポスター掲示場数の2倍まで対象となっています。)

○ 公費による負担額

[1枚当たりの作成単価、又は上記の単価の限度のうち少ない金額] ×[作成枚数、又は上記の枚数の限度のうち少ない枚数]

が単価の限度となり、1,139円×1,032枚=1,175,448円が限度額となります。

- (5) 選挙事務所の立札及び看板の類の作成(法 143 条、令 110 条の 2)
  - 単価の限度 56.613円
  - 公費負担対象枚数の限度 **3枚** (法定の事務所設置可能数1×3枚)
  - 公費による負担額

[1枚当たりの作成単価、又は 56,613円のうち少ない額] ×「作成枚数、又は3枚のうちの少ない枚数]

(参考) 最大の場合で、56,613 円×3 枚=169,839 円が限度額となります。

#### (6)選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成

(法143条、令110条の3)

- 単価の限度 53.601 円
- 公費負担対象枚数の限度 4枚
- 公費による負担額

[1枚当たりの作成単価、又は53,601円のうち少ない額] ×[作成枚数、又は4枚のうちの少ない枚数]

(参考) 最大の場合で、53,601 円×4 枚=214,404 円が限度額となります。

- (7) 個人演説会場の立札及び看板の類の作成 (法 164 条の 2、令 125 条の 3)
  - 単価の限度 40,954円
  - 公費負担対象枚数の限度 5枚
  - 公費による負担額
    - [1枚当たりの作成単価、又は 40,954 円のうち少ない額] ×[作成枚数、又は5枚のうちの少ない枚数]

(参考)最大の場合で、40,954 円 $\times$  5 枚=204,770 円が限度額となります。

# 3 手続と時期

#### (1)手続の流れ



# (2) ①業者等との契約について

・ 契約書の様式は12ページ「5 契約書の見本」を参照ください(独自様式可)。

#### (3)②契約の届出等について

#### 【提出書類】候補者→県選管

	公費負担の種類	提出書類						
	公負負担の種類	契約届出書	契約書の写し	確認申請書				
選挙運	一般運送契約	○ (様式 401)	0	×				
選挙運動用自動車	自動車の借入れ		0	×				
	燃料の供給	○ (様式 401)	0	○ (様式 411)				
の使用	運転手の雇用		0	×				
選挙	運動用通常葉書	○ (様式 402)	0	○ (様式 412)				
選挙	運動用ビラ	○ (様式 403)	0	○ (様式 413)				
選挙	運動用ポスター	○ (様式 407)	0	○ (様式 417)				
選挙	事務所の立札・看板	○ (様式 404)	0	○ (様式 414)				
自動	車等取付用立札・看板	○ (様式 405)	0	○ (様式 415)				
個人	演説会場用立札・看板	○ (様式 406)	0	○ (様式 416)				

<sup>※ ○</sup>は提出必要、×は提出不要、() は様式番号

#### 【提出期間】

・ 公示日から選挙期日まで

#### 【提出方法】

- ・ 電話で予約を行った後に、県選管に御持参ください (住所は 10 ページに記載)。
- 予約の電話番号 045-210-1111 (内線 3171)
- ・ 予約は原則、1時間単位でお受けいたします。 (全ての種類の届出を行う場合、手続きに1時間程度要する場合があります)

<sup>※</sup> 公費負担の制度の適用を受けない場合、上記書類の提出は不要です。

#### 【届出等の終了後に行うこと】

- ・ 候補者は、県選管から交付された確認書を業者等に提出してください(一般運送契約、自動車の借入れ、運転手の雇用は除く)。
- ・ 候補者は、業者等が業務を履行した後に、使用(作成)証明書を作成し、業者等 に提出してください(証明書の日付は、契約した業務の完了後の日付となりま す)。

## (4)③支払請求について

#### 【提出書類】業者等→県(県選管)

		提出書類							
公	*費負担の種類	請求書	請求内訳 書	使用(作成) 証明書	確認書	通帳の写し			
選挙	一般運送契約	○ (様式 441-1)	○ (様式 442)	○ (様式 431)	×	0			
運動用	自動車の借入れ	○ (様式 441-2)	○ (様式 443)	○ (様式 431)	×	0			
角動車の	燃料の供給	○ (様式 441-3)	○ (様式 444)	○ (様式 432) <mark>給油伝票の</mark> 写しも添付	○ (様式 421)	0			
使用	運転手の雇用	○ (様式 441-4)	○ (様式 445)	○ (様式 433)	×	0			
選挙	運動用通常葉書	○ (様式 446)	○ (様式 447)	○ (様式 434)	○ (様式 422)	0			
選挙	運動用ビラ	○ (様式 448)	○ (様式 449)	○ (様式 435)	○ (様式 423)	0			
選挙	運動用ポスター	○ (様式 456)	○ (様式 457)	○ (様式 439)	○ (様式 427)	0			
選挙	事務所の立札・看板	○ (様式 450)	○ (様式 451)	○ (様式 436)	○ (様式 424)	0			
自動車	軍等取付用立札・看板	○ (様式 452)	○ (様式 453)	○ (様式 437)	○ (様式 425)	0			
個人演	寅説会場用立札・看板	○ (様式 454)	○ (様式 455)	○ (様式 438)	○ (様式 426)	0			

- ※ ○は提出必要、×は提出不要、() は様式番号
- ※ 「使用(作成)証明書」と「確認書」は、候補者から業者等に提出されたもの
- ※ 「通帳の写し」は、振込先の口座情報(口座番号、口座名義フリガナ等)が確認できる部分を提出ください。

#### 【提出期間】

・ 選挙終了後1か月以内

#### 【提出方法】

- ・ 県(県選管)への郵送または持参(住所は10ページに記載)
- ・ 持参の場合は、予約を行ってください。
- ・ 予約の電話番号 045-210-1111 (内線 3171)

#### 【請求書への押印について】

請求書は、原則として押印(法人の場合は代表者印)をお願いします。

(11ページ記載のとおり、制度改正により押印の省略が可能となりました。しかし、押印を省略する場合は、本人確認などの追加手続きが必要となり、支払いまでにより多くの日数が必要となる場合があるため、原則として押印をお願いします。)

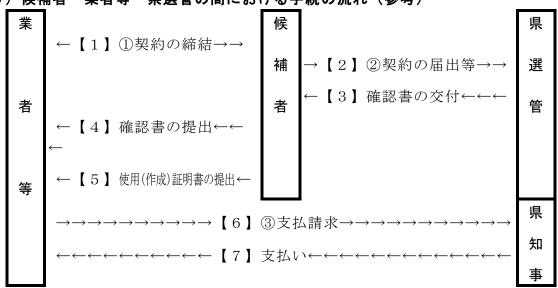
#### 【請求書類の提出前のチェック項目】

- ☑ 8ページ【提出書類】に記載の書類が全て揃っている。
- ☑ 請求書に記載している振込先は、通帳の写しの口座情報と完全に一致している(特に口座名義フリガナ)。
- ☑ 請求内訳書と使用(作成)証明書の内容(数量・金額)が整合している。
- ☑ 請求書に日付を記載している。※請求書の日付は、書類の提出日(発送日)を記載してください。
- ☑ 筆記した文字を簡単に消すことができるボールペンを使用していない。
  ※使用していた場合は、書類を再提出いただくことになります。
- ☑【燃料代請求の場合のみ】給油伝票の写しを添付している。また、給油伝票 の写しに車両番号、供給した日付・量・金額の記載がある(手書き可)。

#### 【支払いについて】

請求書に基づいて、口座振込によりお支払いします。順番に手続をしますので多少御時間がかかりますが、御了承をお願いします。

#### (5) 候補者・業者等・県選管の間における手続の流れ(参考)



# (6)書類の提出先住所

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 4 階 神奈川県選挙管理委員会(神奈川県市町村課調整グループ)

# 4 届出書類等への押印について

令和3年の公職選挙法施行規則の一部改正により、従来は押印が必要であった届 出書類等を押印なしで提出することが可能となりました。

ただし、次の届出書類等については、押印なしとする場合、本ページ(1)の① または②の対応が必要となります。

届出書類等の名称【略称】	届出書類等の名義人
契約届出書	候補者
確認申請書	候補者
請求書	業者等

#### (1)押印なしで提出するために必要な対応等

上記の届出書類等を押印なしで提出するためには、以下の①または②の対応が 必要となります。

#### ①本人確認書類の提示

届出書類等の提出時に、名義人本人の本人確認書類を提示ください。

#### 【代理人が提出する場合】

名義人本人と代理人との間の委任関係を確認するため、委任状を提出いた だくとともに、当該代理人の本人確認書類の提示が必要となります(名義人 本人の本人確認書類は不要です)。

#### 2)署名

届出書類等に記載する氏名を、名義人本人が自署ください(署名の場合、真正性の確認のため、県選管から事務所等に電話させていただく場合があります)。

以下③のとおり、従来どおり押印により提出することもできます。

#### ③押印

届出書類等に名義人本人の印鑑を押印ください(押印の場所は、氏名の右や 下 など一般的な場所としてください)。

#### (2)上記②または③により代理人が提出する場合の留意事項

委任状の提出は不要です(ただし、書面を代理人の押印または署名で訂正する際は、委任状の提出が必要です)。

#### (3) 本人確認書類の例

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、その他官公 署が発行した証明書等が挙げられます。

# 5 契約書の見本

- 参考までに、それぞれの項目の契約書様式の見本を添付いたします。そのままコピーして使用していただいても結構ですし、別途作成したものを使っても結構です。
- 別途作成する場合、契約の当事者名、契約金額、作成数等、候補者の申込みの意思、業者等の承諾意思などが書面上明らかにされている必要があります。
- 候補者名は、通称でも結構です。

# 選挙運動用自動車の一般運送契約書 (ハイヤー方式)

衆議院小選挙区選出議員選挙	(以下「甲」と	
いう。)と		(以下「乙」という。)
は、選挙運動用自動車の運送に	こついて次のとおり契約	りを締結する。
1 内 容 公職選挙法第1	41 条に基づく選挙運動	め用自動車の一般運送契約
2 台 数 1台		
<ul><li>3 自動車の車種及び</li><li>登録番号又は車両番号</li></ul>	車種	登録番号又は車両番号
4 契約期間 令和6年月_	日から令和6年	月日まで (日間)
5 契約金額(税込)	円(1日あたり	単価(税込)円×日間)
基づき神奈川県知事に対し請わなければならない。 なお、神奈川県知事に請求 し、不足額を速やかに支払う	求するものとし、甲に  する金額が、契約金額  ものとする。  593条(供託物の没収)  ない。	会職選挙法施行令第 109 条の4に はこれに必要な手続を遅滞なく行 質に満たないときは、甲は乙に対 の規定に該当した場合は、乙は、 C、各々が各1通を保管する。
住	:議院小選挙区選出議員 : 所 : 名	員選挙候補者
乙 住 名		

代表者

# 選挙運動用自動車賃貸借契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者	(以下「甲」と								
いう。)と	(以下「乙」という。)								
は、選挙運動用自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。									
1 内 容 公職選挙法第 141 条に	基づく選挙運動用自動車の賃貸借								
2 台 数 1台									
3 車種及び登録番号又は車両番号	車種 登録番号又は車両番号								
4 契約期間 令和 6 年月日カ	いら令和6年月日まで (日間)								
5 契約金額(税込	円 (1日あたり単価(税込)円×日間)								
基づき神奈川県知事に対し請求する わなければならない。 なお、神奈川県知事に請求する金 し、不足額を速やかに支払うものと ただし、甲が公職選挙法第93条( 神奈川県知事には請求ができない。	ては、乙は、公職選挙法施行令第 109 条の 4 にものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対する。 供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、のうえ、甲、乙、各々が各 1 通を保管する。								
令和6年 <u>月</u> 月 甲 衆議院小 住 所 氏 名 乙 住 所 名 称 代表者	選挙区選出議員選挙候補者								

# 選挙運動用自動車燃料供給契約書

衆議院小選挙区選出議員選	g 举候補者	(以下「甲」と
いう。)と		_ (以下「乙」という。)
は、選挙運動用自動車の燃料	トの供給について、次のとおりタ	契約を締結する。
1 内 容 公職選挙法第	3 141 条に基づく選挙運動用自動	動車の燃料の供給
2 契約期間 令和6年	月日から令和6年月_	日まで (日間)
3 供給場所 所在地		
名 称		
4 燃料の供給を受ける 車種及び登録番号又は 車種及び登録番号又は	<del>111</del> 1年	登録番号又は車両番号
5 契約金額(税込)	円(10あたり単価(税込))	
契約期間中の総使用金額	[(見込)円	
(	円 (10あたり単価(税込)	×
基づき神奈川県知事に対し わなければならない。 なお、神奈川県知事に請 額に満たないときは、甲	窓額については、乙は、公職選続請求するものとし、甲はこれに 請求する金額が、燃料の供給実 は乙に対し、不足額を速やかに 第93条(供託物の没収)の規定 できない。	こ必要な手続を遅滞なく行
契約を証するため、本書2	通を作成のうえ、甲、乙、各々	々が各1通を保管する。
令和6年月日		
甲	衆議院小選挙区選出議員選挙付	<b>侯補者</b>
	住 所	
	氏 名	
۷	住所	
	名 称	
	代表者	

# 選挙運動用自動車運転手の雇用契約書

衆議院小選挙区選出講	長員選挙候補者	(以下「甲」と
いう。)と		(以下「乙」という。)
は、選挙運動用自動車の	)運転業務について次のとおり契約	<b>約を締結する。</b>
1 内 容 公職選挙	巻法第 141 条に基づく選挙運動用	自動車の運転業務
2 契約期間 令和6年	三月日から令和6年月_	日まで (日間)
3 契約金額(税込)	円(1日あたり_	
基づき神奈川県知事にわなければならない。なお、神奈川県知事し、不足額を速やかにただし、甲が公職選神奈川県知事には請す 契約を証するため、本	選挙法第 93 条(供託物の没収)の規 なができない。 に書 2 通を作成のうえ、甲、乙、名	れに必要な手続を遅滞なく行 満たないときは、甲は乙に対 上定に該当した場合は、乙は、
令和 6 年月	- P 甲 衆議院小選挙区選出議員選挙 住 所 氏 名	<b>挙候補者</b>
	乙 住 所 氏 名	

# 選挙運動用通常葉書作成契約書

7	衆議院力	、選当	*区選出	議員選	<b>建学</b> 值	き補 き	<b>對</b>						(以	下「	₱」と
۷Y	う。)と										(	以1	「乙」	とい	う。)
は、	選挙追	重動月	月通常葉	書の作	三成に	こつし	いて次	のとま	さり契	約を	·締結	する	, )		
1	内	容	公職選	挙法第	£ 142	2条に	こ定め	る選挙	<b></b> 達重動	用通	常葉	書の	)作成		
2	数	量_				_枚									
3	契約金	<b>全額</b> (	说込)			円	(1枚を	たり単位	田(税込)		円_		_銭×		枚)
4	納入其	阴限	令和6	年	_月_		∃								
i 1	基づけれ、たがなれ、たが、たが、たが、たが、たが、たが、なが、なが、なが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	型伸 は 神額 、知 対 な 対 な 有 な 有 を 甲 耳	を	に対し。事に支挙がて	請求するまで	ドする するる ものる み い。	るもの 金額が とする。 (供託:	とし、 、契約 。 物の治	・ 甲は 効金額 殳収)(	これに満	に必 iたな 定にi	要ないと	: 手続さ : きは、 した場	を遅滞甲は合は、	がく行 : 乙に対 : 乙は、
	令和 6	6年_	月	日											
				甲	衆請	養院/	小選挙	区選片	出議員	選挙	候補	者			
					住	所									
					氏	名									
				乙	住	所									
					名	称									
					代表	長者									

# 選挙運動用ビラ作成契約書

7	衆議院の	小選挙	医選出	議員選	<b>建</b> 挙候	哺者_						(以	下「目	月」と
V	う。)と										_(以-	下「乙」	とい	う。)
は、	選挙i	軍動月	月ビラの	作成に	こつい	て次の	のとお	り契	約を約	帝結す	-る。			
1	内	容	公職選	挙法第	§ 142 §	条に気	官める	選挙	運動戶	用ビラ	の作品	戈		
2	数	量				文								
3	契約金	金額(	说込)			円	(1枚	あたり単	価(税込	)	円_	銭×		枚)
4	納入其	朝限	令和 6	年	_月	日								
\ \ \ \	基づきれる なおれる し、ただり 申奈川り	製伸れ、足し県約奈ば神額、知	乙二川 さぎ ごまび 上川 ない 連がに たい 知な 県 や公 は めい いか 職請	に対し。事に支担とは選求がて	請求 请求する は第 93 ごきない	する る 金 る と で 条 (f	あっと質が、	型約の役割の役割	甲は、 金額! 収)の	これに こ満た 規定	. 必要ないと . ないと . こ該当	は手続を さきは、 した場	遅滞甲は合は、	なく行 乙に対 乙は、
	令和	6年_	月	日										
				甲	衆議	院小道	選挙区	選出	議員追	選挙候	補者			
					住京	折								
					氏纟	名								
				乙	住	折								
					名	际								
					代表表	者								

# 選挙運動用ポスター作成契約書

衆議院小選挙区選出議員追	選挙候補者	(以下「甲」と
いう。)と		(以下「乙」という。)
は、選挙運動用ポスターの何	作成について次のとおり契約を締	5結する。
1 内 容 公職選挙法領	第 143 条に定める選挙運動用ポス	スターの作成
2 数 量	枚	
3 契約金額(税込)	円 (1枚あたり単価(税込)	円銭×枚)
4 納入期限 令和6年	月日	
基づき神奈川県知事に対しれなければならない。 なお、神奈川県知事にまし、不足額を速やかに支持 ただし、甲が公職選挙を 神奈川県知事には請求が	去第 93 条(供託物の没収)の規定	正必要な手続を遅滞なく行 ないときは、甲は乙に対 に該当した場合は、乙は、
令和6年月日		
甲	衆議院小選挙区選出議員選挙修	<b>美補者</b>
	住 所	
	氏 名	
乙	住所	
	名 称	
	代表者	

# 選挙事務所の立札・看板作成契約書

衆議院小選挙区選出議員還	選挙候補者	(以下「甲」と
いう。)と		(以下「乙」という。)
は、選挙事務所の立札・看板	反の作成について次のとおり契約	]を締結する。
1 内 容 公職選挙法第二	143 条に定める選挙事務所の立村	」・看板の作成
2 数 量	枚	
3 契約金額(税込)	円 (1枚あたり単価(税込	枚)
4 納入期限 令和6年	_月日	
基づき神奈川県知事に対し わなければならない。 なお、神奈川県知事に記 し、不足額を速やかに支払 ただし、甲が公職選挙為 神奈川県知事には請求がで	<b></b> よ第 93 条 (供託物の没収)の規定	び要な手続を遅滞なく行 ないときは、甲は乙に対 に該当した場合は、乙は、
令和6年月日		
甲	衆議院小選挙区選出議員選挙修	<b>美補者</b>
	住 所	
	氏 名	
Z	住所	
	名称	
	代表者	

# 選挙運動用自動車等の立札・看板作成契約書

秀	改議院小選	挙区選出議員選	<b>建学</b> 值	幹補者	(以下「甲」と
いき	5。)と				(以下「乙」という。)
は、	選挙運動	用自動車等の立	机	看板の作成について次の	とおり契約を締結する。
1	内 容	公職選挙法第	§ 143	3条に定める選挙運動用自	動車等の立札・看板の作成
2	数量			_枚	
3	契約金額	(税込)		円 (1 枚あたり単価(税込)	枚)
4	納入期限	令和6年	_月_	Ħ	
5 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第 110 条の 3 に 基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。 なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。 ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、神奈川県知事には請求ができない。 契約を証するため、本書 2 通を作成のうえ、甲、乙、各々が各 1 通を保管する。					
	令和6年	月日			
		甲	衆請	<b>Ś</b> 院小選挙区選出議員選挙	候補者
			住	所	
			氏	名	
		Z	住	所	
			名	称	
			代才	長者	

# 個人演説会場の立札・看板作成契約書

衆議院小選挙区選出議員	選挙候補者	(以下「甲」と
いう。)と		(以下「乙」という。)
は、個人演説会場の立札・	看板の作成について次のとお	り契約を締結する。
1 内 容 公職選挙法	第 164 条の 2 に定める個人演	説会場の立札・看板の作成
2 数 量	枚	
3 契約金額(税込	円 (1枚あたり単価(税込	)枚)
4 納入期限 令和6年_	月日	
基づき神奈川県知事に対わなければならない。 なお、神奈川県知事にし、不足額を速やかに支 ただし、甲が公職選挙 神奈川県知事には請求が	法第 93 条(供託物の没収)の規	れに必要な手続を遅滞なく行満たないときは、甲は乙に対 関定に該当した場合は、乙は、
令和6年月日		
甲	衆議院小選挙区選出議員選	挙候補者
	住 所	
	氏 名	
Z	4 住 所	
	名称	
	代表者	